

公益財団法人 京都「国際学生の家」 2017 年春期寮生募集要項

1. 京都「国際学生の家」(Haus der Begegnung: 出会いの家)とは:

京都「国際学生の家」は外国人留学生(定員 22 名)および日本人学生(定員 12 名)がハウスペアレントと同じ屋根の下に生活する学寮です。1965 年創立以来、すでに 78 カ国 900 名ほどの留学生・日本人学生が、HdB の略称でも知られるこの学寮で暮らしてきました。その多くの方々が、ここでの体験も活かして、世界中で活躍しています。寮生には、日々の生活や学寮行事を通じた交流を深めるなかで、国籍・民族・思想・文化・生活習慣等の違いから生じるさまざまな問題に向き合い、違いを超えて共に生きる道を模索する努力が求められます。公益財団法人、京都「国際学生の家」は、固有の大学との正式の提携はありません。詳しくは、ホームページをご覧ください。

2. 出願資格: 下記の要件を満たす者

- 満 18 歳以上で、日本の学校・研究機関に在籍し、勉学や研究に従事するもの。その国籍・人種・宗教を問わない。
- 学寮のイベントに積極的に参加できること (例: 金曜夜のCOMMONミール、週末に行われるセミナーや宿泊行事等)。
- この学寮の設立の趣旨と目的に同意し、この法人が定める諸規則に従い学寮の生活に協調できること。
- 原則として4月初めの春学期にあわせての入寮から、1年以上、できれば、2年間在寮できること。入退寮は、原則半年単位で扱う。
- 必要経費の支払い能力を持ち、且つ、支払い保証人¹・身元引受人²が日本国内にいること。
- 2017 年 2 月 4 日(土)に予定する運営委員会による面接に参加できること。

3. 出願手続:

- 提出書類: 「入寮申込書」(写真添付)・「保証人承諾書」・「身元引受人承諾書」
- 提出期限: 2017 年 1 月 25 日(水)午後 5 時必着
- 提出先 : (公財)京都「国際学生の家」事務室
- 提出方法: 出願者が事務室に持参、または書留にて郵送。

4. 入寮者選考:

出願書類および面接に基づき運営委員会にて総合的に判断し入寮者を選考する。ただし入寮希望者が多数の場合、出願書類により面接対象者を選考することがある。面接日:2017 年 2 月 4 日(土) (時間は個別に連絡)、面接場所:(公財)京都「国際学生の家」

5. 入寮選考結果の発表:

面接時に指示された日時に、Eメールにて連絡または面接を受けた本人が電話にて可否を確認すること。

6. 入寮許可決定

入寮の許可を受けた者は、結果発表後 3 日以内に保証金(2 万円)および入寮準備費(1 万円)を支払うこと。連絡も入金もない場合は、入寮辞退とします。



〒606-8325 京都市左京区聖護院東町 10
公益財団法人 京都「国際学生の家」事務室

Tel & Fax: 075-771-3648

E-mail: office@hdbkyoto.jp

Website: <http://hdbkyoto.jp/>

¹ レジデント本人が寮費等や学寮に損害を与えた際に支払うことができないとき、本人に代わって支払う人。日本国内居住者で独立した生計を営むもの。

² 日本国内で独立した生計を営み、緊急の場合の連絡と身元の引き受けが可能である人。